

第8回 神奈川県営水道懇話会 専門部会 議事要旨

日時・令和2年12月24日

場所・都道府県会館 神奈川県東京事務所 会議室（東京都 永田町）

部会員・作新学院大学名誉教授 太田 正

公益社団法人日本水道協会研修国際部国際課長 渋谷 正夫

EY 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー公認会計士 高橋 晶子

東洋大学 国際学部国際地域学科教授 沼尾 波子

（五十音順・敬称略）

1・議事内容

これからの時代に相応しい料金体系のあり方の検討について
（水道利用加入金、水道料金減免制度のあり方について、基本水量）

○ 論点と部会員の意見（概要）

論点	部会員の意見（概要）
【論点①】 減免制度のあり方(福祉減免)	<ul style="list-style-type: none">○ 総括原価主義、受益者負担主義、独立採算制度といった趣旨からは、福祉的な部分を料金で回収することは馴染まない。一般会計で財政負担を行うべきである。○ 12市6町を抱える県営水道では市町との調整が不可欠であり、原則論を明確にして主張していく必要があるが、実現するまでの間は次善の策として料金体系上の取り扱いも考えざるを得ない。
【論点②】 減免制度のあり方(地下水減免)	<ul style="list-style-type: none">○ 地下水利用者を水道に誘引する減免制度だと思うが、本能的には未来永劫続けるものではなく応分の負担をしていただくのが原則であろう。○ 現状の地下水転換した場合の減免措置は、原理原則に即して廃止という意見で整理する。
【論点③】 基本水量	<ul style="list-style-type: none">○ 基本水量を無くすことで基本料金が下がり、固定費の収入割合が低くなる可能性がある。最終的には、経営の安定化という点で固定費の回収率をどう高めていくかというところで判断せざるを得ない。○ コロナ禍で改めて公衆衛生がクローズアップされている点は留意しなければならない。